平成２４年（フ）第９２号
岩手県北上市九年橋３丁目19番17号、前住所岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田196番地６
債務者　萩野　千穂
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部
平成２４年（フ）第１３８０号
さいたま市中央区本町東７丁目６番９号
債務者　野村　雪子（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１４４１号
さいたま市桜区新開１丁目１番20号
債務者　濱村　義昭
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１４８０号
埼玉県和光市白子１丁目17番５号　メゾンナチ101、旧住所埼玉県和光市白子１丁目17番５号　メゾンナチ201
債務者　塚原　　清
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１５９８号
北海道江別市新栄台36番地の４
債務者　一宇　博美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１６４８号
札幌市北区屯田７条10丁目２番27号　サンライズエイト101号
債務者　千葉　貴史
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１７２７号
札幌市東区北18条東14丁目３番14号　コーポ高桑101号
債務者　坂下里世子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１８８３号
北海道北広島市西の里北５丁目７番地12、申立時の住所北海道江別市萌えぎ野中央３番地の３
債務者　脇島　孝宜
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２０６３号
札幌市中央区南６条東２丁目11番地１　エッジウォーターテラス701号
債務者　深町　範敏
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２０９６号
札幌市西区八軒５条西10丁目１番48号　マンション小野第３－６号
債務者　鎌田　光一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２１１９号
北海道千歳市自由ケ丘２丁目17番16―103号
債務者　鈴木　　潔
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２２０１号
北海道石狩市花川南４条２丁目145番地　宝ハイツ101号
債務者　藤崎　義勝
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２２５１号
札幌市南区藤野２条８丁目19番20号
債務者　五嶋　征史
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第２２５８号
札幌市南区石山東７丁目８番７号　ＧＳタウンＡ102号
債務者　矢口　雅聡
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１５２号
千葉県匝瑳市西小笹96番地２
債務者　増田　麗子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２４年（フ）第４０２号
相模原市中央区共和３丁目５番11号　スズキハイツ102
債務者　座間　雅男
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部
平成２４年（フ）第４１３号
相模原市緑区中野315番地　ヤスダハイツ201
債務者　山﨑　　愛
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部